環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会 (第3回) 議事録

日 時:2018年12月6日(木)13:00~15:30

会 場:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 24 階中会議室

出席者: 粟野委員、魚住委員、上妻委員(座長)、後藤委員、藤井委員、藤原委員、水口委員(五

十音順、敬称略)

欠席者: 冨田委員

議 事:

(1) 環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等案について

(配付資料)

資料1 環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会委員名簿

資料2 作成ガイド素案

資料3 解説書素案

参考資料 1 環境報告ガイドライン 2018 年版 参考資料 2 環境報告ガイドライン 2012 年版

I. 開会

<事務局挨拶>

○ 事務局

それでは、後藤委員が少し遅れて来られるようですけれども、予定時刻を過ぎておりますので、 ただいまより、環境報告ガイドライン 2018 年版解説書等作成に向けた検討会、第3回を始めさ せていただきます。

委員等の皆様におかれましては、お忙しい中、本検討会にご参加いただきありがとうございます。進行を務めます、事務局の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、奥野です。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、環境省 大臣官房 菅生課長補佐からご挨拶いただきます。

○ 菅生課長補佐

本日もお忙しいところをお越しいただきまして、ありがとうございます。電車の関係か、遅れている方が何名かいらっしゃいますが、時間となりましたので、先に始めさせていただきます。

今回は第3回ということで、最終回となっております。作成ガイドと解説書を2つ東にしておりますが、こちらは最終的にはウェブサイトに載せる形となりますので、形式は少し変わりますが、内容的にはこちらをベースにさせていただきます。ただ、まだ煮詰まっていないところもございますので、本日のご意見も踏まえて最終化させていただきたいと考えております。お忙しい

ところになりますが、引き続きご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 事務局

ありがとうございました。次に、議事と配付資料の確認をさせていただきます。議事次第をご覧ください。

本日の議題は、「解説書等案について」となっております。お手元に、資料1「本検討会の名簿」、資料2「作成ガイド素案」、資料3「解説書素案」をお配りしております。また、委員等の皆様のみ、席上配付資料として、作成ガイドと解説書の報告実例案をお配りしております。それから、参考資料として、2018年版ガイドラインと2012年版ガイドラインを机上に用意してございます。不足等ございましたら、事務局へお声がけいただければと存じますけれども、大丈夫でしょうか。

それでは、カメラ撮りはここまでになりますので、報道関係の方はご協力のほどをよろしくお 願いいたします。

II. 議事

○ 事務局

では、ここからは、座長の上妻先生に議論の進行をお願いいたします。

<意見交換>

○ 上妻座長

皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

一応、解説書と作成ガイドの素案ができましたので、これを皆さんに検討していただきたいと 思うのですが、その前に、これまでの経緯を簡単にご報告したいと思います。

第1回、第2回と、さまざまな有用なご意見をいただいておりまして、それについては、これまで全然修正をしてきていませんでした。今回は、その修正を全部してあります。基本的には、9割方、委員の方々のご意見が適切でしたので、それをそのままいただくような形で組み込んであります。

ただ、二、三、事実関係の問題で、ご指摘が違うものに関しては変更してありません。それについて、一つひとつ、今回申し上げるような時間があるわけではないですので、関連のところでご質問があればお答えするという形にしたいと思います。例えばどんなことかというと、ある委員の方々から「アニュアルレポートが国によって制度と義務に分かれているので、作成ガイド上の表現が違う」というご指摘がありましたが、そのご指摘は違うように思いますので原案は変更していない、とか、「経営成績と財政状態」と書いているところについて、「財政状態は『財務状態』ではないのか」とおっしゃられるのですが、これは専門用語で、「財政状態」としか言わないので、変えていないとか、そのような事実関係の問題で変更する必要がないところに関しては、ごく一部ですけれども、そのままにしてあるという形です。それ以外はほとんどコメントどおり

に修正済みとなっています。

それから、解説書に関しましては、今ある構成のところに限られているのですが、検討している過程において、「ビジネスモデル」については解説書を作ったほうがいいかもしれないということが強く印象づけられましたので、環境省にお願いして、次回以降、といっても、この会議はここで終わるのですが、来年度以降なるべく早い機会に追加をしていきたいと考えています。その追加をするときに関しましては、皆さんからいただいているご意見が反映できることになると思いますので、それがまたできました折には、皆さんに回付をさせていただくことになるだろうと思っています。

それから、ステークホルダーエンゲージメントの状況につきましても、解説書があるほうが好ましいので、これは、余裕があれば、ステークホルダーエンゲージメントの考え方ややり方に関して説明するような形で作っていきたいと思います。

それでは、早速行きたいと思います。今回は、作成ガイド素案と解説書素案をたたいていただくのですが、ほとんどのところにつきましては、事前回付によってかなりの有用なご意見をいただいておりますので、基本的に不適切な部分はかなり解消されているだろうと思っています。

ただ、一つ大きく違うところは、実例と言われるものが、今まではひな形しか載っていなかっ たのですが、今回、別紙でご用意させていただきました。といいますのは、これは企業の実例で すので、そのまま載せていくわけにはいかず、転載許可をいただかないといけないのです。転載 許可をいただくまでの間は、ガイドライン素案に載せるのは適切ではないということで、委員限 りということで皆さんのお手元にお配りしてあります。これについてご意見をいただくときには、 なるべく会社名を出さずに、番号が振ってありますので、「事業者3」とか、番号何番という形 でご指摘をいただければと思います。載せていただくようなところは、参考になる事例になるよ うな事業者の方々ですので、よい事例であると考えられますけれども、今言ったような問題があ りますので、転載の許諾を得るまでの間は匿名ということで、番号やコメントでお話をいただき たいと思います。恐らくは、実例についてここでご意見をいただくのは、多分無理だろうと思い ます。ですから、お持ち帰りいただいて、気がつかれたことがあれば、ここでご意見をいただい てもいいのですが、後日ご意見をいただいても結構でございます。ただ、なぜそんな悠長なこと を言っているかというと、私、個人的に、この実例で一番大事なところは、環境報告ガイドライ ンの本体の中で「報告事項」とされているものが、実例のどこに書いてあるのかということが特 定できていればいいと思っていたのです。ですから、実例で「ここで書くことはこんなことです よ」ということが、一応全部指摘されていますので、そういう意味では、100%完全でないとい う言い方はおかしいのですが、いろんな実務のばらつきがある中でも、有用性があるのではない のかと思います。その中であっても、さらに、「この実例はよくない」「ほかにこういうよい実例 がある」とか、「ここの部分はちょっと違うんじゃないか」というようなことがあれば、ご指摘 をいただきたいと思います。

それでは、早速、作成ガイドの素案と解説書に関してコメントをいただいていきたいのですが、 時間の制約がある中で、これだけのものを全部やらなければいけないので、一つの項目を6分と 言われています。6分で一体何ができるのかですけれども、ご意見とかご指摘に関しては修正してありますので、重要な点等があれば、ご意見をいただきたいと思います。

なお、作成ガイドに関しましては、冨田委員から「大事なところとそうでないところが混在しているような気がする」と言われていましたので、記載事項のところは、例えば経営責任者のコミットメントであれば、それの意義と情報の必要性というところが背景情報で書かれています。その後に、ガイドラインの報告事項についての作成事例、それから「注意事項みたいなものを書くとこんなふうになるよ」という形式で続くのですが、その報告事項のところだけを全部四角で囲ってしまおうと思っています。そこのところがまだできていないので、その点をご理解いただいた上でご質問をいただきたいと思います。

<意見交換 ―経営責任者のコミットメント->

〇 上妻座長

まず「経営責任者のコミットメント」から参りたいと思います。何かお気づきの点等があれば。本来でしたら、皆さんからいただいたコメントとコメントの対応表については、お配りしたほうがわかりやすかっただろうと思うのですが、ほぼ8割方、9割方、コメントどおりに修正してありますので、もしご自分が指摘されて、ここのところが直っていないというようなことがおありになるようであれば、もしくは違うというところがあるようであれば、ご指摘をいただきたいと思います。

○ 粟野委員

全体的なことの確認でよろしいですか。

○ 上妻座長

はい、結構です。

○ 粟野委員

当初から、どんどん変化が激しいので、「差し替え」というのも変ですが、一種のモジュール型にするという前提でいたと思うのですね。こういう形で出来上がってしまうと、モジュール型にどのようになるのかのイメージがつかなくて、例えば、これは紙で全部とじて配っていただいているせいもあるとは思うのですが、ページ番号が振ってあるではないですか。けれども、差し替えると、そのたびにずれていってしまうので、モジュール型に合わないのではないかと。そこを、今後どう考えているかをお聞きしたいのです。

○ 菅生課長補佐

便宜的にページ番号を振っているところなので、イメージとしては、環境白書をウェブサイト に上げているイメージです。

○ 上妻座長

恐らく、実際に直すとすると、直した履歴のみを要約した表を作って、旧版と新版とを同時に 残すことになると思います。そうすれば、当初どうだったかをレビューしながら、変更箇所も参 照しながら、わかるようになると思うのですけれども。まだ、そのことに関しては全然詰めてい ないので。でも、やるとすれば技術的にはそれしかできないですから、そのようになると思います。

他にいかがでしょうか。これだけのものを出されて、「他にいかがでしょうか」と言われても、「何を言っているんだ、こいつは」になってしまうと思いますが。

○ 事務局

今、作成ガイドの23ページ目から、ご覧いただいております。

○ 上妻座長

今回、初めてなのですね、作成ガイドの「経営責任者のコミットメント」は。回覧は事前にさせていただいて、ご意見もいただいて、ご意見どおりに修正させていただいているのですけれども、この場で見ていただくのは初めてです。

「経営責任者のコミットメント」に関しては、3点、ご意見をいただいております。1点については、コメントどおりに修正して、もう1点については、原案どおりとさせていただいています。それから、1点、これは栗野委員からいただいたご意見ですが、経営責任者の緒言というのは、普通、経営責任者が書かずに担当者が書いて、経営責任者がサインしていると。私は全部がそうだと思っていたのですが、会計士協会でそのような話をしたところ、ある会計士の方から「そんなことはない、本人が書いているものもあるのです」と、すごく怒られたことがあります。でも、ほとんどのケースで、本人が書かずにサインだけしているものが一般的だと思われ、そういうことに関しての注意喚起であるとか、意義のアピールを記載してほしいというご意見だったのですが、それは作成ガイドの役割ではないので、次回以降に申し送りさせていただくということにしました。

この作成ガイドについても、解説書についても、適宜、機会があれば修正していくということでございますので、もう少し詳しく書くようなことがあるか、もしくは、作成ガイド自体を、もう少し違ったスタイルで作ってほしいというご要望があるようであれば、それに合わせて変えていくという形になるだろうと思います。

○ 事務局

あと5分ほどございますので、よろしければ実例も眺めながらお願いいたします。

○ 魚住委員

前の部分は議論するのですか。

○ 事務局

最後にさせていただきます。2章のほうが中核的なパートですので、先に議論させていただけ ればと思ってございましたけれども、よろしいでしょうか。

○ 魚住委員

2章の1.とか、このあたりは。

○ 事務局

2章の1. も、最後にさせていただこうと思っておりました。

○ 魚住委員

わかりました。

○ 粟野委員

もう1点。構成がどのように行き来するのか、自分の中でもわからなくなったのですが、解説書は、ある特定のところだけを出していますか。作成ガイドは、本体のガイドラインに合わせた章立て出来ていて、その中から、「特にこれはさらに解説が必要だよね」というものについて、重要な環境課題はいいのですけれど、「ここだけ解説しています」という構造はどこで見えるのでしたか。

○ 菅生課長補佐

その構造は、考えさせていただこうと思っています。

○ 粟野委員

これからなのですね。わかりました。

○ 上妻座長

恐らく、全部一様ではないのですよ。あるものについてはすごく細かく、特異なところだけ書かれているけれども、あるものについては全体が書かれているような形になっています。ですから、作成ガイドのサプリメントであるくらいに思っていただければと思います。

○ 事務局

公開時のモジュール化に関する構成については、先ほど菅生さんからおっしゃっていただいた とおり、それを作る際に、見やすいように考えたいと思いますが、本日の進め方といたしまして は、章立てごとに進みますので、作成ガイド及び解説書があるときには、両方を見ていただけれ ばと思っております。その分のお時間も配分してございます。

〇 藤井委員

1点、「経営責任者のコミットメント」に関して具体的な実例を拝見させていただきまして、少し申し上げたいと思います。統合報告書との関係があると思っております。すなわち、実例では価値創造との関係が書いてあるように思います。作成ガイドはもちろん重要な環境課題に対するコミットメントに関するガイドが主眼であり、本来は統合報告書の役割かもしれませんが、経営責任者のコミットメントが同時に価値創造にどう役立っているのかという点も企業によっては既に書かれているように受けとめました。そこまで作成ガイドに書くかどうかはご判断いただければと思いますけれども、そういった観点はいかがでしょうか。

○ 上妻座長

この四角で囲ってあるところは、環境報告ガイドラインの報告事項と言われるところに沿って書かれているのです。ですから、もちろん事業者の方々が追加的に、それ以外のことを記載されるということはあると思いますけれども、実例の中では「環境報告ガイドラインで指示のあるところは一体どこになるのか」までしか書いていないです。今後、環境報告ガイドラインの中身を変えるというよりは、作成ガイドも含めて、もう少し重要な説明を少しつけ加えたほうがいいというようなことがありましたら、それに合わせて実例が増えるかもしれませんけれども、当面は、環境報告ガイドラインに沿った内容に限定させていただきたいと思います。

特にないようであれば、よく考えればあるかもしれないですけれども、時間の関係もありますので、終わったところに関しましては、後で気がつかれたらそのときに指摘していただくということにしまして、次に行きたいと思います。

<意見交換 -ガバナンス->

○ 上妻座長

(2)の「ガバナンス」ですけれども、これは作成ガイドと解説書がありまして、かなりたくさんご意見をいただきました。ガバナンスだけで 20 個ぐらいあったのではないですかね。ものすごくたくさんの量だったのです。というのは、多分ガバナンスが、最初のころに作成ガイドとともに出ていたからだと思います。

基本的に、ほとんどコメントどおりに修正をしてあるのですけれども、あとは、内容的に、「そんなことは書けないのではないのか」というようなご指摘まであったのですが、基本的には、環境報告ガイドライン本体の記述に沿った内容にしてある部分については、修正していないです。つまり、ここは環境報告ガイドラインの開示の指示があるところなので、それが適切かどうかの判断はしていないです。そういうご指摘が4件ぐらいあったのですが、それ以外のところは、ほぼご意見どおりに修正されているということです。

それから、1点、ガバナンスの定義で、藤原委員からいただいたご意見ですけれども、「作成ガイドのターゲットは中堅企業で、環境報告書を作成するものなので、もう少しシンプルに、必要な項目だけにしたほうがわかりやすい」とご意見をいただいているのですが、これに関しましては、環境報告ガイドライン本体にも若干の説明がありますので、不必要な説明が要らないという方々は、本体と作成ガイドと解説書を適宜使い分けていただいて、不必要な説明は見たくない方は本体だけを見ていただくということで対応させていただきたいと思います。そうでないと、作成ガイドのマニュアルをまた作らなければいけなくなってしまいますので。

作成ガイドに関しては、前回も申し上げましたが、「環境報告ガイドライン本体に従って環境報告を作成することになると、こんなつくり方がある」という一種の実例だとお考えいただきたいと思います。ですから、これに限定されているわけではないですし、作成ガイド自体がガイドラインではないですので、「こんな書き方が一般的にはありますよ」という内容、構成になっています。

それから、水口委員からいただいている中で、ガイドラインや作成ガイドを英訳するという話についてのご意見があったのですが、ガイドラインは英訳されます。作成ガイドは、多分予算の関係だと思うのですけれども、英訳されないということで、残念ではあります。

○ 水口委員

すごく瑣末なことで恐縮ですが、資料2、23ページの「経営責任者のコミットメント」では (1)の後に説明がありますね。これがコミットメントの全体説明であり、その後に意義が書いてあってわかりやすいなと思ったのですが、資料2、26ページの「ガバナンス」では「ガバナンスの意義」から始まっています。「経営責任者のコミットメント」と同じような構成にして、ガ

バナンスに関しては何を記載するのかということを、1行程度でも説明したらいいかなと。おっしゃるように、それはガイドラインに書いてあるということなのかもしれませんが。

〇 上妻座長

内輪話を申し上げますと、「経営責任者のコミットメント」は最後に作ったのです。本来です と、「意義」と「情報の必要性」から始めて、「報告事項」というところにつないでいきたかった のですけれども、ちょっとそれでは足りないような気がして、ここだけこれを付記させたのです。 できれば、他のところにもこれをつけるのではなくて、本来はどこかに入れ込んでしまったほう がいいのだと思いますが、ちょっと力不足で、ここに残っているという状況です。

いただいたご意見の中にも、「作成ガイドと解説書の構成がきちんと合っていない」であるとか、「レベル感が合っていない」とか、いろんなご意見があるのですが、それも、皆さんからいただいたご意見に従って修正した後に、つまり完成品ができた後に、若干の調整をさせていただこうと思います。足りないところは付記させていただくなり、不要なところは削除させていただくなり、少しお化粧をさせていただきますので、そのときに、この「経営責任者のコミットメント」のトップに残っているところは、「意義」のどこかに入れてしまうかもしれません。すみませんが、そういうことでよろしくお願いします。

粟野委員、お願いします。

○ 粟野委員

今、水口先生が指摘された部分を、私は自分で勝手にそう読み込んでいたのですが、例えば「経営責任者のコミットメント」の(1)であるとか、その直下の文章は、基本的にガイドライン本体を全部引用し直しているのだろうという前提で私は読んでいました。この文章が切り張りだったので。確かに今見ると、それを切り張りしているセクションと切り張りしていないセクションがあって、後半を見ると「ステークホルダーエンゲージメント」には切り張りがある、のような、確かにそこはばらばらなのですね。

○ 上妻座長

それはどうしてかというと、環境報告ガイドラインそのものも、説明が少し詳しく載っているところと、そうではないところがあるのです。説明が詳しく載っているところは、恐らくは、説明をしても、し足りないところです。ですから、作成ガイドのほうは、環境報告ガイドラインの説明よりもっと詳しい説明が載ってきている。あまり説明の載っていないところというのは、説明する必要がないので、切り張りになっているか、もしくは、切り張りもかなり省略されているということになっている。

○ 粟野委員

そうだろうなと思いつつも、読む側や、わかりやすさを考えると、ここは最初に全部「報告ガイドラインに書かれている内容はこれです」と書いておいてあげれば、一々ガイドラインに戻らなくて済むので、そうしてあげたほうがよろしいのではないですか。

○ 上妻座長

環境報告ガイドラインで一番大事なことは、何を書くかのところです。報告事項のところなの

ですが、それ以外の説明のところというのは、そのまま持ってきているケースはほとんどないです。もう少し詳しく書き直してあります。

○ 粟野委員

例えば、最初の2、3行程度の話です。そこのヘッダーの部分は、環境報告ガイドラインに書いているところを切り張りしているのだと見せてしまっては。

○ 上妻座長

いやいや、切り張りしていないです。全部切り張りしていないです。

○ 粟野委員

これは、文章が同じでは。

○ 上妻座長

そうでもないです。切り張りしているというか、コピペしてきているところというのはごく一部です。それは、実は環境報告ガイドラインの本体を作っているときに、もう少し説明をすればよかったというところがあるのですけれども、そういうことで、もう少し詳しく説明したほうがいいなというところは、切り張りせずに、もう少し詳しく書いてあります。コピペしてあるところというのは、すでに必要十分な情報が書かれているので、それをそのままコピペしているというところが、ごく一部あります。2カ所ぐらいだと思います。

○ 事務局

例えば、「リスクマネジメント」が違います。

○ 上妻座長

「ガバナンス」も違うと思います。

○ 粟野委員

「ガバナンス」は、切り張りしていないです。

〇 上妻座長

それは、切り張りができないからです。最初から作らないといけないので。ですから、環境報告ガイドラインの本体を作るときでも、概念としてはわかっているから、「このように書いてください、これはこの中身ですよ」と言いながら、具体的な説明をするときには最初から書き起こさないといけない部分が結構ありました。例えば「リスクマネジメント」は完全にそうです。それがまとまっている文献もありません。それから「ビジネスモデル」、「戦略」、「ガバナンス」もそうです。ただ、「経営責任者のコミットメント」は、2000年版のガイドラインからずっとある項目ですので、役割も含めて、それほど大きくつぎ足すような内容はありません。ですから、最後のところだけがコピペになっている部分が多く、しかも、3行だけ上に出てきてしまっているというぶざまな構成になっているので、これは整理をさせていただきたいと思います。

では、水口委員、藤井委員の順番で。

○ 水口委員

全然違うことで2点あるのですが、1点目は、資料2、26ページの444行目で、基本的によい 説明だと思っています。環境報告ガイドラインで「ガバナンス」を記載事項としているのは、「会 社組織が、事業活動が直接・間接的に環境に与える影響をきちんと管理できていることを示すことが大事なのだ」という説明だと思うのです。それにしては、実例集6ページの「参考になる実例」事業者4の例は、単純にガバナンス体制の組織図です。これよりは、7ページの部分がメインではないかと思っているのですよ。それが、このように書いてあると、みんな「組織図を描けばいいのかな」と思うのではないだろうかという危惧を持ちました。これが1点です。

○ 上妻座長

まずお答えさせていただきたいのですが、これは1カ所に書かれてないことがほとんどなのです。それを、例えば1ページで全部収めるとなると、字がものすごく小さくなってしまったりするので。これはテクニカルな問題なのですが、ひょっとすると、この実例のところに書かなければいけないことが1、2、3とあれば、52、31 は裏のページに書かれてある」といったインスタラクションがあったほうがよいかもしれないですね。

○ 水口委員

この組織図は要らないのではないですか。7ページの例があればいいような気がするのですが。

○ 上妻座長

ちょっと検討をさせてください。

○ 水口委員

もう1点は、説明は大変よいとは思うものの、使われている用語が全部「環境マネジメント」で統一されています。ガバナンスが利いている組織では環境のマネジメントができるということなのですけれども、ガイドラインのもともとの構想は、新しい流れに沿って、統合報告の流れも取り入れて、ビジョンや戦略も扱うものにしていこうという話になっていました。恐らくガバナンスの役割は、いわゆる環境マネジメントではなく、ビジョンや戦略を作るところまで広がっているのではないかと思うのですね。そういう意味で、あたかも昔の環境マネジメントを想起させる表現のような気がします。そこが少し気になりました。

○ 上妻座長

今おっしゃったように、新しい全社的なマネジメントの中にそれが含まれるのではないかというのは、そのとおりでして、そうやって考えると、環境マネジメントですら単独ではもう存在できていないのですよ。これが環境報告ガイドラインでなければ、もっとストレートに、全社的なマネジメントについて書くのですけれども、やはり環境報告ガイドラインという制約がある以上、少し奥歯に物の挟まったような言い方をせざるを得なかったということは、ぜひお許しいただきたいと思います。ただし、水口先生のおっしゃるとおりの趣旨で書かれていますので、環境マネジメントだけのガバナンスではありません。

○ 水口委員

後段には、戦略とかビジョンの話も出てきますので、ここの「環境マネジメント」と書いてある部分は、「環境のマネジメントや戦略ビジョンなど」と、ちょっとだけ延ばしていくぐらいがいいかなと。

○ 上妻座長

なるほどね。わかりました。少し修正させてください。貴重なご意見をありがとうございました。

藤井委員、お願いします。

〇 藤井委員

作成ガイドの報告実例案について、1点申し上げたいと思います。事務局へのお願いという形になりますが、作成ガイド素案 30ページの 537 行の2つ目のポツに「取締役の報酬制度は重要な環境課題のマネジメントに関する目標の達成度に連動しています」ということが例示されています。企業の立場から言うと、実際に実施して開示しておられる例があれば、それはとてもよい材料になると思います。よい具体例があれば記載いただきたいと思います。

○ 上妻座長

あることはあります。2社か3社、私も見たことがありますので。今いただいたご意見で探してみまして、追加できれば追加したいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、藤原委員、お願いします。

〇 藤原委員

今思いついたのですが、水口先生がおっしゃった「環境マネジメント」について、確かに我々も社内の中で、従来の環境マネジメントと今求められているものには差があるけれども、用語は同じで区別がつかないという話があります。できれば、従来の概念とは違うものであるということをどこかに示していただくと、企業にとっては非常にありがたいことだという気がします。どの場所で、どのタイミングで示すかというのは難しい問題ですが。

〇 上妻座長

恐らく「ガバナンス」の章が一番よいだろうと思うのですけれども、要するに、環境マネジメントは経営組織の中のごく一部の領域の意思決定だけで成り立つというわけではなく、取締役の責任まで含めて行われる全社的な活動の一環に組み込まれているのだということを、どこかに一文付記させていただきます。それは、「ガバナンス」の章か、もう少し前かわかりませんが。ですから、従来型の、いわゆる会社組織の中の環境セクションがやられている環境マネジメント、ISO 14001 みたいなものよりも範囲を大きく超えているということを付記させていただくということで、いかがでしょうか。

○ 事務局

補足させていただきますけれども、解説書に、ガバナンスとマネジメント機能との違いについて記載を追加しています。ISO 14001 も単独では存在しておらず、リスクも戦略も全部扱っておりますけれども、日本国内の理解を変えていかなければいけないところもあるかと思いつつ、国際枠組みや今回のガイドラインに沿った説明を追加したつもりです。こちらもあわせてご参照の上で、また何かございましたら、後ほどご意見をいただければ幸いです。

それから、実例に関する藤井委員のコメントですけれども、前回とあまり変わっておりませんが、解説書の8ページ目に海外事例を載せております。これを実例集に載せていなかったのは事務局の不手際で申し訳ありませんでしたが、こちらを足し込んでいくことによって、多少ご参考

になるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 上妻座長

多分、国内にも2、3社あるはずです。見たときにためておけばいいのですが、見過ごしてしまい、今は思い出せないので、思い出したら入れたいと思います。

それでは、まだいろいろあるかもしれませんが、時間の関係もありますので、次の「ステーク ホルダーエンゲージメントの状況」について、移らせていただきたいと思います。

<意見交換 -ステークホルダーエンゲージメントの状況->

○ 上妻座長

ここの作成ガイドは、事前回付をしているだけで、この席上で検討をさせていただくのは今回が初めてでございます。作成ガイドの32ページ以降、35ページまでのところでございます。いただいたご意見については、ほとんどがコメントどおりに修正済みです。

それから、ステークホルダーの概念について、利害関係者であるという考え方で作っていたのですけれども、後藤委員から、「NGO は直接利害関係がないかもしれないので、利害関係ではなくて、会社に関心を持つなり、関係を持とうとしている人たちも含めてください」ということで、それも入れてあります。それから、藤井委員から非常によいお話をいただいたのですけれども、といいますのは、事例として、お客様相談室の事例を書いたのですが、「あまり環境報告書では言及していない内容であるために、ほかの事例を入れてはどうか」というご意見でした。それに関しましては、メーカーではないケースがたくさん実際にありますので、そのとおりにさせていただいています。そのぐらいでございます。あとはコメントどおりに修正してあるというところでございます。

○ 粟野委員

用語の解説がどこにあったのか分からなくなってしまったのですが、「デューディリジェンス」 の解説はどこかに書かれていますか。

○ 上妻座長

今回はそこまで内容が及んでいないので、「デューディリジェンス」については、ステークホルダーエンゲージメントの解説書を作ろうと思っています。

○ 粟野委員

これから。

○ 上妻座長

はい。その中で、「デューディリジェンス」についても言及させていただこうと思っています。 もしくは、「リスクマネジメント」の章に書いてもいいのですが。

事務局

「バリューチェーン」と「リスクマネジメント」の解説書では、それぞれ簡単に触れています。

○ 菅生課長補佐

具体的にはまだありません。

○ 粟野委員

わかりました。

○ 上妻座長

これから重要になってくるところですので、どこかでしっかり書きたいという希望はありますが、今回は含まれていないということです。

○ 魚住委員

ステークホルダーエンゲージメントで話し合いをされる際、ステークホルダーを代表する人を どのように選ぶのかでほとんど決まってくるのではないかと。そのあたりはどのように選んだか の記載は、どんな感じですか。

○ 上妻座長

作成ガイドは情報開示の説明であり、魚住委員のコメントについてはステークホルダーエンゲージメントの実施方法の説明になってきますので、それは解説書を作らせていただきたいと思います。ですから、それは申し送り事項です。できれば来年作っていこうとしているのですが、そこでは情報開示を離れて、ステークホルダーエンゲージメントがどのように行われているか、例えばテーマが決まれば自動的にステークホルダーが決まるであるとか、ステークホルダーが決まれば自動的にファークホルダーが決まるであるとか、ステークホルダーが決まれば自動的にファーマが決まるというようなことも含めて、いくつかのガイドラインがありますので、そういうものを参照しながらわかりやすく作っていけたらと考えています。

急かすのもよくありませんが、時間の関係もありますので、次に行かせていただいて、また後で気がつかれたことがありましたら、お受けしたいと思います。

<意見交換 -リスクマネジメント->

○ 上妻座長

次は「リスクマネジメント」ですけれども、今回、作成ガイドと解説書と両方とも初めてお渡しするということで、解説書の事前回付はしていないですね。「リスクマネジメント」の作成ガイドについては、10件ぐらいご意見をいただきました。これも、8割方コメントどおりに修正されています。

「デューディリジェンス」に関するご質問は、ここでもいただいているのですが、いずれにしても、それは、「ステークホルダーエンゲージメント」の解説書か、どこか他のところで詳しく扱わせていただきたいと思っています。

○ 魚住委員

作成ガイド37ページ、脚注の10番の説明が「PDCA管理の仕組み」で終わっているので、それはどうなのですかね、ということをコメントしたのですが。

○ 上妻座長

はい。いただいています。これは、グローバルに一般的な考え方です。

○ 魚住委員

解説書 15ページの 370 行に、「辞書確認中」とありますが、ここでのデューディリジェンスは

「正当な注意義務及び努力」となっているのです。その関係は。

○ 事務局

矛盾はしていないかと思っております。作成ガイドでは、環境に関するリスクマネジメントの 文脈における意味について脚注が書かれております。その意味では、例えば ISO 20400 でも、 「PDCA 管理の仕組み」とは書いていないですけれども、類似の内容が書いてあります。解説書の 「辞書確認中」以降に引用している内容は、「事業活動によって既に生じている悪影響や潜在的 な悪影響を特定し、評価し、防止、緩和するプロセス」ということで、定義として採用されてい るものを、こちらでも採用しております。

○ 上妻座長

環境デューディリジェンスについての考え方は近年すごく変わってきているのです。どんどん厳しくなってきていて、しかも、人権デューディリジェンスとセットで考えられるようになり、近年、PDCA管理みたいな傾向も著しく強くなっているということが前提にあります。ですから、今まで言われてきたものよりも、もう少しシステマティックで、自律的な、日常的に行われる取組であるという考え方が一般的になりつつあるので、その辺についてもう少し詳しく書きたいと思ったのですけれども、作成ガイド本文で詳しい説明をすると逆に混乱を招くことになるかもしれないし、環境デューディリジェンスについてここで詳しく説明することが本来の目的ではないですから、先ほど申し上げたように、どこかでもう一度きちんと解説する機会をつくりたいと思っています。解説書の中身と若干齟齬があるのは、分担して作っているからなので、そのすり合わせも、すべて完成した後に細かい調整をさせていただいて、どちらかに合わせられるか、もしくは、それ以外のものにすることができるのか、基本的には同じような考え方になるように合わせていきたいと思っています。

では、粟野委員、水口委員、お願いします。

○ 粟野委員

本質ではなく使いやすさの問題にかかわるのですが、先ほど私が「ステークホルダーエンゲージメント」の章で定義の説明を探していたものが、実は次の「リスクマネジメント」の章に出てくるという状況になっているのですね。ただし、モジュール化されるので、資料の順番どおりに先に脚注が出ればよいとは思いません。それであれば、「ステークホルダーエンゲージメント」の章にも、「リスクマネジメントの章を参照」のような形で説明しておいていただければと思います。

○ 上妻座長

先ほど少し申し上げましたけれども、これはブロックごとに作っていて、全体を見渡してどこが初出なのかについてのチェックはまだ済んでいないのです。ご意見どおりに調整をさせていただきたいと思います。

水口委員、お願いします。

○ 水口委員

まず、解説書素案10ページの228行ですが、環境報告書に書くリスクマネジメントですから、

企業のリスクマネジメント一般ではなくて、環境問題にかかわるリスクとそのマネジメントであるというのは、そのとおりだと思います。ただ、もし可能なら、ここの書き方を変えられるといいなと思ったのですが、「リスクマネジメントは、重要な環境問題の発生原因となる主なリスク及び重要な環境課題に起因するリスクを特定し、評価した」と。つまり、作成ガイド素案を見ていただきますと、37ページの657行でTCFDの提言に触れていますね。ガイドライン本体に関する議論の頃から、TCFDや統合報告も視野に入れてという議論になっておりました。TCFDが言っているリスクは、移行リスクと物理的リスクですので、気候変動を引き起こすリスクだけではなく、気候変動に影響される側のリスクというものもあるのだと思います。それも、恐らく、環境にかかわるリスクマネジメントの範囲に含まれつつあるという理解だと思うのですね。ですので、解説書素案の方を変えるか、あと、例えば作成ガイド素案36ページの620行のところも、「リスクマネジメントは、重要な環境課題の発生原因となる主なリスク」になっていますけれども、「重要な環境課題に関連する主なリスク」のように変えて、意味を少し幅広にとったほうがよいのではないかと思います。

○ 上妻座長

わかりました。貴重な意見をどうもありがとうございました。そうさせていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。特段ないようであれば、駆け足で申し訳ないのですが、次のところに 行きたいと思います。

<意見交換 -ビジネスモデル->

○ 上妻座長

次は、ビジネスモデルです。これは作成ガイドしかないのですが、先ほど申し上げたように、 なるべく早い機会に申し送って、解説書を作成したいと思っています。

ビジネスモデルの区分につきましては、第2回の検討会の折にいろいろご意見をいただいておりまして、それについては、半分ぐらいが解説書で対応するという申し送り事項になっています。とてもここでは対応しきれないようなご指摘をいっぱいいただいていましたので。それから、栗野委員から、アウトカムを「成果」にするのは少し違和感があるというお話がありましたので、単純に「結果」としか書いてありませんが。「成果」ではなく「結果」にしてあります。

実は、「結果」という日本語よりも、もっと大きな範囲のものを含んでいるのだと思うのですけれど、適切な用語が思いつかなかったのです。皆さんから何か、よいというものがあれば、それを教えていただきたいのですが、少なくとも「成果」よりはよいだろうと。

○ 粟野委員

文章は「成果」のままです。

○ 上妻座長

直してあるはずなのですが、恐らく直し損ねているのだと思います。そこは直させていただきます。

○ 粟野委員

でも、「結果」なのね。

○ 事務局

「成果」のほうがよいですか。

○ 上妻座長

ほかに何かよいものがありますか。

○ 粟野委員

少し考えます。

○ 水口委員

「アウトカム」でもいいのではないですか。

○ 上妻座長

「アウトカム」にしておけばいいのでしょうが、なるべく英語をそのままでは使いたくないのです。

○ 事務局

後ろの部分で「アウトカム」を使っているから、同じではないですか。

○ 上妻座長

括弧書きにして「アウトカム」と入れてあるだけです。

○ 事務局

それを繰り返したほうが。

〇 上妻座長

いや、通常はそれを何度も繰り返さないので。原語が何になっているのかを示すというのは、 我々の習慣として書いてあるだけなので。何か適切な訳語等がありましたら、ご教授をいただけ ればと思います。そのことはとても気になっている部分ではあります。

解説書に申し送ると言った部分の一番大きなところは、これは冨田委員からいただいているご意見ですけれども、ビジネスモデルに3パターンあるのだと。要するに「ビジネスモデルという考え方がすごく進化してきていて、色々なやり方があって、それが混乱のもとである」というお話をしたら、「それを書くのが作成ガイドの役割ではないのか」と言われたのですけれども、それは逆に作成ガイドの役割ではなく、解説書の役割なので、解説書がないということが大きな問題点ではありますから、申し送るということでございます。

それから、皆さんもお気づきになっていると思いますけれども、IIRC の統合報告枠組みの中で出てくる価値創造モデルの真ん中に「ビジネスモデル」と書いてあるのですが、IIRC のビジネスモデルの解説書には、あの価値創造モデルそのものを「ビジネスモデル」として書いてあるのです。その辺も含めて非常に混乱していまして、イギリスの IIRC から、新たな知見と言われる文章が出ているのですが、基本的には「価値創造モデルみたいなものを全部含んだような形でビジネスモデルである」というような考え方が、ここしばらくの間ずっと定着しつつあるようです。そのことがきちんとわかるように、解説書は書きたいと考えています。「それならば今作ってお

け」と言われると、そのとおりなのですが。いかがでしょうか。

○ オブザーバー (一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

表現上の話になりますが、作成ガイド素案 42 ページの 715 行目からの段落です。化石燃料をエネルギー源として使う産業に関して、確かにリスクがある恐れがあるというのは事実かと思いますが、そうした業種におかれても、技術開発等を通じて持続可能な形にしていく努力はされていると思っております。717 行目に、例えば、「このようなビジネスモデルには持続可能な社会での持続性がありません」という形で言及することに関しては、若干違和感があります。

○ 上妻座長

修文させていただきます。そういうご意見があるかなと思っており、ここのところはよく考えさせていただいたのですが、化石燃料を主たるエネルギー源にしている産業がそのまま成長を続けていくためには、恐らくはビジネスモデルそのものを変えていかないといけない。それはもう化石燃料に依存するビジネスモデルではないので、このように書いたのです。ただ、誤解が生じやすい書き方ですので、これを削除するなりなんなりを含めて、少し修文させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○ オブザーバー(一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

720 行目あたりも、「バリューチェーンの上流で」という形で、あえて限定する必要があるのか 疑問が少しあります。そこもご検討いただけるとありがたく思います。

○ 上妻座長

具体的にどういうところでしょうか。「環境負荷の重い資源に依存するビジネスモデルは」の ところでしょうか。

○ オブザーバー(一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

それがビジネス固有のリスクとなり得るというのは、そうかもしれませんが、「上流で」とあ えて限定するものではないのではないかと思います。

○ 上妻座長

例えば、希少な資源に依存するような産業ということだと思うのですけれども、それは、バリューチェーンの下流ではなくて上流で重要な環境課題に直面することになるのではないでしょうか。

○ オブザーバー (一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

上流でも課題になるとは思いますが、必ずしも上流に限定されるものではないのではないかと 思います。

○ 上妻座長

例えば希少な資源を使っているケースで、下流で問題になるケースはどんなケースですか。

○ オブザーバー(一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

問題となる、ならないというよりは、この問題は、上流だけが考えるべき問題ではなく、下流 の方々も、あるいは政府の政策としても、しっかり考えていく課題であると思います。

○ 上妻座長

これはそういうことを申し上げているのではなく、リスクの発生場所はどこなのかということが、重要な環境課題を考える上で重要なポイントであるということなのです。リスクが発生する確率の高い場所は明らかに下流ではなくて上流、資源制約がある状況では上流になるのではないでしょうか。

○ 事務局

お言葉ですが、例えば製品に対する不買運動や需要の減少などの可能性はあるかと思いますので、確かに限定はできないかなと。

○ 上妻座長

それは、制約がある中でずっと続けていればそうですよね。でも、最初に出てくる制約という リスクは上流で発生するものなので、それを全部まとめてしまうと、どこでもリスクがあること になってしまいます。そうするとリスクを特定する作業ができなくなってしまうような気がする のですが。

○ オブザーバー(一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

そこは、その前の719行目の「それがビジネスモデル固有のリスクとなり得る」というところをもって対応できているのではないかと思います。

○ 上妻座長

それは、「書き過ぎだ」とおっしゃるということですか。

○ **オブザーバー**(一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部) そう思います。

〇 上妻座長

そうですか。ちょっと修文させていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

〇 藤原委員

すごく瑣末なことですけれども、作成ガイド素案 42 ページにバリューチェーンの図が描いてあり、解説書素案の 22 ページにもバリューチェーンマップが描いてあります。バリューチェーンの図は様々で、解説書には「イメージ」とあるので「こんな例もありますよ」と解説していることがわかるのですけれども、作成ガイド素案の方は「例」という表記がないので、こちらにも、色々なパターンがあり得るということであれば、「例」とか「イメージ」といった表記をいれていただければと思います。

○ 上妻座長

これはビジネスモデルの例なのです。バリューチェーンは「バリューチェーンマネジメント」の章で2つの事例を書いてあります。それはどこかといいますと、48ページ、49ページをご覧になっていただきたいのですが、バリューチェーンの書き方には2種類あって、経済主体別の書き方と活動別の書き方を両方出しています。両方同じように使われているので、それがはっきりわかるように書かせていただきましたが、それよりも前にバリューチェーンの図が出てきてしまっていることが問題なので、「バリューチェーンマネジメント」の章を参照してもらうようにさ

せていただきたいと思います。

〇 水口委員

まず、ご意見いただいた作成ガイド素案 42 ページのところですが、私はこのようにリスクが わかりやすい書き方がよいと思っていますので、あまり修文し過ぎないようにお願いしたいと思 っています。

それから、42~43ページに、報告事項として、ビジネスモデルの「投入資源」や「産出物」について書かれていて、それはそれでいいのかもしれないのですけれども、先生がおっしゃった、ビジネスモデルの一つの考え方である価値創造モデルでは、「資本」という言い方をしています。あえて IIRC の言い方を排除するつもりはないだろうと思うのですが、その書き方も入れられないですか。

○ 上妻座長

それは全然構わないのですけれども、「資本」という言い方の方がむしろ一般にはわかりにくいかと思って「資源」にしてあります。ですから、これも注記をさせていただいて、この「資源」というところは「IIRC の枠組みなどでは「資本」と書かれている」という書き方でいいでしょうか。

ほかに特段ないようであれば、先に行かせていただきたいと思います。

<意見交換 -バリューチェーンマネジメント->

○ 上妻座長

次は、「バリューチェーンマネジメント」です。さきほど見ていただいたところです。ここは、作成ガイドも解説書も、第2回検討会でご検討いただきまして、いただいたご意見に関しましては修正してあります。どのぐらいのご意見をいただいているかというと、かなりの量、15件ぐらいのご意見をいただいているのですが、そのほとんどがコメントどおりに修正済みになっています。

ただ、解説書について、魚住委員からいただいたコメントに対して、対応状況が、私もよくわからないものがあるのですが。バリューチェーンマネジメントの最上流や最下流に位置する事業者、その反対に位置する事業者に関するコメントですが、これは、バリューチェーンの一番端っこにいる事業者の人は、その反対側にいる事業者にマネジメントが届かないというような意味でしょうか。「バリューチェーンマネジメントを中心的に行う大手メーカーではない事業者がバリューチェーンマネジメントをするような場合の記載についても、解説していただければ」というご意見なのですが。

○ 事務局

解説書の18ページ目、つまり、概要の「バリューチェーンマネジメントは」の最後のところですけれども、「規模の小さな事業者においては対応が難しい場合もあるので、エコアクションなどを活用する」といったことを追記させていただいています。

○ 魚住委員

規模が小さい事業者と、製品の基幹部分ではなく、例えば包装資材を作っていてたくさんのメーカーに供給しているといった事業者は、バリューチェーンが一本にはならないところがあると思うのです。あるいは、試薬など、少量多品種を作っていて、多数のメーカーに供給しているとか、そういう事業者は、一本のメインの製品があってそれの流れを追いかけるようなものは書きにくい。

〇 事務局

趣旨は理解いたしましたので、先ほど申し上げた解説書素案 18 ページの 429 行目の箇条書きを、もう少し修文させていただきたいと思います。

〇 上妻座長

あと、これは藤原委員からいただいているご意見ですが、「環境配慮」という言葉に非常に違和感があると。環境配慮で調達しているにもかかわらず、それが現地で人権侵害に繋がる、つまりトレードオフのお話をされているのだと思うのですが。

〇 藤原委員

「環境配慮」という言葉自体への違和感です。

○ 粟野委員

もはや死語ではないかと。

〇 藤原委員

そうです。「環境配慮」という言葉自体が死語に近いようなイメージだなと思い、最近はあまり社外的には使っていません。「配慮」という段階ではなくなっているという気がしていて、違和感があります。

○ 上妻座長

そういうことですか。誤解をしていまして、人権侵害の問題であるとか、違った環境負荷を引き起こすケースがあるというトレードオフの問題だろうと考えて、「例えば社会的な課題とのトレードオフ、もしくは他の環境課題とのトレードオフがバリューチェーンで発生しているようなケースに関しては、環境配慮という概念には該当しない」という付記をさせていただいたのですけれど、「環境配慮」自体の言葉が不適切だとおっしゃられる。ただ、これまで伝統的に使ってきておりますので。確かに「配慮」ではないのですが。

○ 菅生課長補佐

ガイドラインでも「環境配慮」という言葉を使っていますので、今回はこの形のままとさせていただきますが、解説書ではもう少し広い意味の「持続可能性」といった用語を使っておりますので、そちらで対応したいと思います。

○ 上妻座長

用語の問題に関しても、最後にお化粧をさせてください。少しつじつまが合っていないところに関しては、同じように合わせるなりなんなりさせていただきたいと思いますので。

○ 水口委員

実例案について粟野さんに確認したいのですが、これは書き方がよい会社の例であるというこ

とは理解しつつ、念のために確認しますけれども、事業者 18 番さんは高い評価を得ているということでいいでしょうか。よい会社なのかなと思っているのですが、森林関係では、例えばパーム油の調達について頑張っておられる会社が他にもあるような気がしますし、事例の選び方としてはいかがでしょうか。

○ 事務局

先に事務局から実例の選び方をご説明しておきますけれども、過去3年間にわたり、環境コミュニケーション大賞並びに優良賞などを受賞した企業から選んでおります。どうしても見当たらない場合には、そのほかからも選んでおります。その際に、CDPの格付や、統合報告に関する表彰を受けているような企業から選んでおります。

○ 水口委員

了解しました。

<意見交換 -長期ビジョン->

○ 上妻座長

それでは、続いて、「長期ビジョン」に移りたいと思います。この長期ビジョンの作成ガイドは、今回初出なのですが、事前に皆さんからご意見をいただいておりまして、それについての修正も既に行われています。作成ガイド素案の52ページ以降です。

ちなみに、「長期ビジョン」に関しましては6件のコメントをいただいているのですが、半分 はコメントどおりに修正済みです。例えば長期ビジョンの図のところ。図表は、ナンバリングを 後で全部通して入れさせていただきたいと思いますけれども、52ページの図に、最初は2020年 から書いてあったのですけれども、後藤委員から「いまさら 2020 年はないだろう」ということ で、そう言われてみればそのとおりだなと思い、2025年からにしています。それから、この長期 ビジョンの解説に関して、日本政府の出している、パリ協定の約束草案の事例を書いているので すが、後藤委員から「低過ぎる」とコメントをいただいています。実はこれは、ガイドライン改 定の論点整理をしたときに、後藤委員がおっしゃったので書いてあるのですが、ここのところは まだきれいに直っていないです。少し書き直させていただきたいということでございます。それ から、「達成期限」という言葉と「達成期間」という言葉を両方書いてあり、これは「どちらか にすべきなのではないのか」というご意見を粟野委員からいただいているのですが、実例として 両方ありまして、実務を制約するのが嫌だったので、両方書くという形で、どちらかという限定 はしてありません。それから、「長期ビジョンは 10 年でいいのか」というコメントが出ているの ですが、恐らく日本の企業が中期経営計画で動いている状況を考えると、10 年先のことを長期 ビジョンとして作ることも結構大変な話なので、実務として少し成熟するまでの間は、長期ビジ ョンの中に10年を含めていこうと思っています。ですから、本来であれば「中長期ビジョン」 になるのでしょうけれど、それだと元も子もなくなってしまうので、当面は 10 年ぐらいの期間 を「長期ビジョン」の中に含めていくという形で対応させていただくというような回答が、事前 回付でいただいたコメントに対する回答です。

あとのところは、みんなコメントどおりに直してあります。

〇 藤井委員

先ほどご説明がありました、作成ガイド素案 53 ページの 897 行のところの、後藤先生からご 指摘があった約束草案の話でございますが、恐らくこれは、TCFD に関する議論の際に、国別の約 束草案に沿った企業の長期ビジョンの形もあり得るという観点で盛り込まれたと認識しており ます。

○ 上妻座長

はい、わかりました。これは残しつつ、もう少し、例えば SBT であるとか、そういうことを含めた文章も付記するような形であれば適切になるのかなと考えています。ここは十分に直しきれていないところなのです。直しきれない3カ所ぐらいのうちの一つなのですが、皆さんのご意見を伺って、ようやく直す方針が大体決まってきましたので、少し付記させていただきます。

魚住委員、お願いします。

○ 魚住委員

この図表(888 行)であれば、同業内でのレベルの相対的評価ですよね。そうではなく、今言っていただいたように、SBT のような形で、同業他社の状況に関わらずビジョンを設定するという考え方もあっていいのではないか。

〇 上妻座長

図も足したほうがいいということですか。その辺りは少し工夫をさせてください。いずれにしても、SBT に関しては、900 行以下のところで少し言及をさせていただきたいと思います。 水口委員、お願いします。

○ 水口委員

これは質問ですが、約束草案に関する言及は少し修正するということでよいと思います。例えば、IPCC が「1.5℃特別報告書」を出しました。そうすると、それが出る前と比べると事業環境が変わって、ビジョンも変わるのかなという気がするのですが、長期ビジョンとはどのくらいの頻度で変わる想定なのでしょうか。もしかしたら、長期ビジョンだけれども、毎年作り直して変わってもいいということがあるような気もしますし、これを見た人はどのように思うのだろう、という質問です。

○ 上妻座長

実例がいくつかあるのですが、3年ぐらいで変えておられる会社も、これまではありました。2030年とか2050年とか、長期のものに関してはそのままなのですけれども、ある日突然消えてしまうという例もあります。それは根本的に考え直されているのだと思うのですが、長期ビジョンに関しては、ほかのガイドライン等でもあまり言及がなく、比較的に日本で発達している概念です。実務がまだ成熟している最中なので、色々なことが行われているのだと思いますけれども、我々も、どのぐらいのスパンでどのように設定するものなのかということがよく詰めきれていない。一般的に分かっていることは、作成ガイド素案に書いてあるくらいのレベルです。ですから、この段階であまり実務を制約してしまうような書き方にせず、何でも受け入れられる余地は残し

たいということでございます。

粟野委員、お願いします。

○ 粟野委員

確かに、それほど頻繁に見直すべきかどうかというところもあると思うのですが、その意味では、906 行目に、「社会の変化に応じて」「定期的な」という表現があるのですけれども、例えば水口先生がおっしゃったように、「1.5℃特別報告書」の発表を受けて、イギリス政府は気候変動委員会にイギリスの目標の見直し作業を指示しましたよね。スコットランドも見直しをすると言っていて、定期的というよりは、何か潮目が変わるものが起きると見直しがされている状況です。SBT も、来年度に「1.5℃目標の方法論を発表する」と言っています。ただ、同時に「既に2℃目標のSBT 認定を取得した企業に対して、急に目標を切りかえることは要請しない」とも言っているのですよ。となると「今から認定を取得する企業は、もう 1.5℃目標で考えてくださいね」と言っているようにも聞こえるのです。WWF-UK が言っているので、多分これで行くのだろうと思います。ちなみに、WWF-Japan にも確認したら「秋口にはセミナーをやります」と言っていました。こうしたことが起きると、それに合わせていかざるを得ないということが実際に発生しているので、もし SBT に言及されるならば、具体的な事例として「ランドマーク的な新しい知見が出ると、それに応じた見直しが求められることになります」くらいは書いてもよろしいのではないかと思います。

○ 上妻座長

はい、そのように書かせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特段ないようであれば、早速次のほうに移らせていただきたいと思います。

<意見交換 -戦略->

○ 上妻座長

次は、「戦略」でございます。戦略は、作成ガイド、そしてシナリオ分析の解説書があります。 作成ガイドについては事前回付がされていると思います。

戦略へのコメントは3点です。あまり本質的な問題についての言及はいただいていないので、 特にコメントを申し上げるようなこともないのですが、既にいただいている3点のご意見につい ては対応済みでございます。

○ 水口委員

解説書素案の 25 ページに、「シナリオ分析とは」という見出しがあり、「シナリオ分析とは、 気候変動に関する長期的な政策動向や事業環境の変化にはどのようなものがあるかを予想し」と 書いてあるのですが、例えば IEA のシナリオでは2℃になるか3℃になるかというのも、「シナリオ」として想定されるのかなと思っています。ですから、政策動向だけではなく、気候変動そのものも、一種のシナリオなのだと思うのですね。それが農作物の変化などに関わるので、その点を書き足したほうがいいのかなと思いました。

また、ここでは、TCFD 提言への対応を前提に書いているという理解でよいでしょうか。そうであれば、その話を最初にしないといけないのではないかという気がしました。

○ 事務局

はい。2点承りました。おっしゃるとおりですので、対応させていただきます。

○ 後藤委員

ちょうど先週に全国銀行協会で講演をしたときに、みずほ銀行の頭取さんが「銀行業界として TCFD 提言を全面的に支持します」という宣言を出されたので、これから金融業界も TCFD 提言への対応が始まると思います。それに関して、「どのような組織がシナリオに取り組むべきか」という説明で4分野に言及していますが、TCFD 提言をよく読むと4分野に限るとは書いていないのですよ。この4分野が一番影響を受けやすい分野であって、取り組むべき業種は全てということです。

○ 事務局

すみません、今日気づいたことで。ほかの業種が除外されるわけではないので、追記させてい ただきます。

○ 上妻座長

藤井委員、お願いします。

〇 藤井委員

十分知識がない中で恐縮です。解説書素案 27 ページの、例えば 654 行のところで、「2 \mathbb{C} 以下のシナリオ」とあります。私は、「2 \mathbb{C} 未満」というふうに覚えていましたが。

○ 事務局

元々の英語は「below」ですので、直させていただきます。

〇 藤井委員

何カ所か、「2°C以下」という表現がありました。

○ 事務局

そうですね。ただ、2℃も含まれるので、本来的には「以下」ですね。

〇 藤井委員

そうですね。

○ 上妻座長

恐らく「2 \mathbb{C} シナリオ」というものがあって、それより低いターゲットという意味で「below」になっているのだと思います。それは連続してはいるのですけれども、考え方としては根本的に違うので、そのあたりがよくわかるように付記、修文させてください。考え方としては、同じことを言わないという前提からすると、「2 \mathbb{C} シナリオ」があれば、次は、「2 \mathbb{C} 未満シナリオ」になりますので。そうでないと重複してしまいますから。そういうことがよくわかるように、きちんと修正させていただきたいと思います。

特にご意見がないようであれば、また後でいただくことにしまして、次の「重要な環境課題の 特定方法」に行きたいと思います。

<意見交換 -重要な環境課題の特定方法->

○ 上妻座長

既にご意見をいただいている箇所なのですが、8件いただいておりまして、基本的にはコメントどおりに修正しているのですが、これを一番初めにお出ししているので、他の項目が全くない状況でいろんなご意見をいただいている中に、「ここに載せないほうがいいだろう」と思うようなものもあったのです。特に「重要な環境課題を特定するという考え方は、情報特性として、どんな特性があるのか」みたいなことについても4件ほどいただいているのですが、それは、作成ガイドの第1章に「環境報告の情報特性」として別途説明させていただきましたので、ここでは対応せずに、そちらのほうで、可能な範囲で言及済みです。

それから、「半熟たまご」の例はどうしたらいいのかということは、ずっとこちらでも議論になっているのですが、残そうということになりまして、残した上で、産業に特化したようなものについても事例を追加しようと。例はたくさんあったほうがいいだろうということで、「生物多様性への対応」という例を追記させていただいています。

それから、これは後藤委員からいただいているご意見で、1回目の検討会で言っていただいた ことです。「会計原則としての重要性原則とか、TCFD 提言とか、いろんなものをきちんと参照し て、もう少し立体的に書いたほうがよい」とおっしゃられたのですが、事務局のほうの意見とし ては、あまり詳しく書かないほうが混乱を招かない、という考え方です。確かに、会計の中だけ でも三つか四つ、考え方の違う「重要性」というものがあって、それぞれの局面で色々な使われ 方をしているのですね。完全に違うものではないのですが、その局面で使われ方を見ると、他の ところで使われているもの少し違った印象を受ける。一番大きく違っているのは、GRI ガイドラ インの考え方で、基本的に会計では「重要性のあるものはきちんと処理するけれども、重要性の ないものについては、そんなに厳密に処理をしなくてもいい」という考え方なのですが、「重要 性の高いものはきちんと扱う」ことが原則なのですね。ところが、GRI の場合には、「重要性のあ るものについても、優先順位をつけて、場合によって重要性はあるのだけれども開示しない」と いったものも出てくるので、そこら辺が少し違います。それも含めて、GRI ガイドラインが言っ ている優先順位の考え方よりも、IIRC などで言われている、やはり重要性を会計と同じような 形で厳密に考えて、重要性の高いものについてはなるべく網羅するのだというコンプリートネス の考え方が非常に強くなっているような気がします。特に、会計の中の、「これはこんな考え方 で、こういう違いがある」というところには、作成ガイドや解説書では言及しないという形で、 今のままでお許しいただきたいということです。

○ 後藤委員

わかりました。TCFD も、実は若干混乱した使い方をしているなと思いました。必ずしも完全に整理されているわけではないので、ここでまた完全に整理しようとすると、とんでもないことになりそうです。

○ 上妻座長

恐らくは、概念が違うことを放置しているのは、収斂を待っているのだと思います。会計の考え方は根本的に変わらないですから。恐らく、最終的には、そこに引っ張られていくことになるのかもしれないし、その文脈の中で TCFD 提言があり、TCFD 提言はかなり会計に近い考え方をとっていますので。ですから、我々も、環境報告ガイドラインという立場から言うと、あまり断定的なことは書かないで、実務をそのまま容認していくというような方向性とさせていただきたいと思います。

○ 魚住委員

私がコメントした、量的重要性と質的重要性についてはわかりましたので、結構です。要は、作成ガイド素案と解説書素案で整合していればいいのですが、作成ガイド素案 60 ページ、1016 行の「マテリアリティ判断」の内容と、解説書素案 36 ページ、860 行の「マテリアリティ判断の実施手順例」の内容、これは GRI の基準に沿ったものかと思うのですが、若干違いがあるように読めます。これはそのままでいいのでしょうか。

○ 上妻座長

恐らく、作成ガイドの「マテリアリティ判断」は、会計分野で言われているところの概念フレームワークの考え方で書いています。解説書の実例に関しては、実施手順はおっしゃるとおり GRIを参考にしていまして、優先順位づけのところが問題になるのだと思いますけれど、必ずしも矛盾するとは考えていないです。使い方の問題なので。ですから、「優先順位づけをするのだけれども、作成ガイドで説明しているマテリアリティ判断で網羅しなければいけないものに関しては、優先順位づけをした段階で、優先順位の高いものとして含まれる」ということになれば矛盾しません。ただ、それも含めて、「これとこれは厳密に言うとこんな関係になっていて、こうしなきゃだめですよ」という説明は、環境報告ガイドラインもしくは作成ガイドや解説書の役割ではないので、そのまま実務を容認するという形で書かれています。必ずしも矛盾するとは考えていないです。

○ 魚住委員

関連して、作成ガイド素案 12 ページの 185 行で、「目的適合性のある情報」や「マテリアリティのある情報」についてはかなり断定的に定義を書いているのですが。

〇 上妻座長

これは概念フレームワークのとおりで、これ以外に定義はないですから、断定するとか断定しないとかの問題ではないという判断です。これは判断の余地がない問題です。専門的な話になってきますけれども、情報特性に関しては、この定義を基にして様々な会計基準が作られているわけですので、断定するというよりは、事実関係を書かせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○ 魚住委員

後で議論するということだったのですけれども、13ページのところでよろしいですか。

○ 上妻座長

はい、いいですよ。

○ 魚住委員

作成ガイド素案 13 ページ、208 行から 209 行のところで、「食品アレルギーのある消費者にとっては、それを食べることで生命に関わる事態が発生する場合もあるので、「マテリアリティのある情報」になります」とあります。このような場合でも、私は、そうした人が圧倒的に少なければ、マテリアリティはないと考えてしまいます。ほんの少数でも、電磁波過敏症や化学物質過敏症の人たちのことを考えたら、マテリアリティのあるものがたくさん出てくるのではないでしょうか。

○ 上妻座長

ステークホルダーにとってどのようなマテリアリティがあるかの考え方です。ステークホルダーにそのような人が1人でもいて、そのステークホルダーとの関連性が強ければ、マテリアリティがあることになります。

○ 菅生課長補佐

書き方の問題で、主語がどちらかという話だと思います。ここでは、会社が開示する情報とい うことではなく、買う方にとって何がマテリアリティのある情報か、という話を説明しています。

○ 魚住委員

けれど、その結果を環境報告で開示する。

○ 菅生課長補佐

これはあくまでも例示ですので。

○ 上妻座長

わかりやすい事例として書かれたものです。

○ 菅生課長補佐

半熟たまごの例と一緒です。逆に混乱を巻き起こすのであれば、別の事例のでもいいと思います。

〇 後藤委員

どういう例えを出しても、結局は「特定の人にとってはマテリアルだけど、そうでない人にとってはマテリアルでない」という事例にならざるを得ない。

○ 菅生課長補佐

個人の側から見てどうか、というお話で説明を理解していただこうと思っていたのですが、いただいたご意見はわかりました。

○ 上妻座長

そこのところの対応についての箇所を発見しましたので申し上げますと、コメントのご指摘は 正しいのです。おっしゃるとおりなのですけれども、ここの文脈でそこまで詳細に説明すること は、作成ガイドの役割ではないので、原文のままにさせていただきたいというご提案です。

○ 魚住委員

それは、今言ったところではなくて、量的重要性と質的重要性でコメントした箇所ではないで すか。

○ 上妻座長

そうです。はい。

○ 魚住委員

はい、わかりました。個人的には、一般的に GHG の情報がマテリアルであるということはわかるのですが、ある会社で、業界平均よりも少ない排出量で、毎年増減もしていないということであれば、「マテリアルでない」と判断してもいいのではないかと思います。排出量が極端に増えたとか減ったとか、絶対量がはるかに大きいとか、そういった場合にマテリアルであるという認識をしています。ですが、これを言い出したら書き切れないのであれば、これで結構です。

○ 上妻座長

事例が今おっしゃったようなケースに合っていないということなのですけれども、少しそれも 考えて、付記をさせていただきます。

○ 水口委員

同じようなところにひっかかっているというか、気になっていることなのですけれども、財務情報の場合、マテリアリティの特定が非常に簡単なのは、利用者の目的を特定しているからです。 財務的な意思決定をするという前提で利用者がいるので、マテリアリティが特定しやすいのですが、後藤さんがおっしゃるように、環境問題は人によって違います。例えば食品のアレルギーに関する例の場合に、企業は情報を開示すべきなのか、すべきでないのか、と会社の人が思ったときに、どうするのだろうということなのだと思うのです。

○ 上妻座長

どうしたらいいと思いますか。

○ 水口委員

恐らく魚住さんがおっしゃったのは、多分 GRI の考え方に近く、ステークホルダーではなく環境に与える影響の大きさや社会に与えるインパクトをマテリアル判断の一つにすると。あれは恐らく個別の意思決定への影響ではない考え方を取り入れているのだと思うのです。

例えば GHG の排出量に関して言うと、本当に世界全体で 0.0000001% しか排出していないような場合には、それは「マテリアルではない」と判断しても恐らく構わない。一方で、例えば銀行や投資家の場合には、「GHG の排出量よりも、お金をどういうところに投資して、その投資した先がどのくらい CO2 を出しているかが実はマテリアルなのだ」という事実の判断としてのマテリアリティという議論があるのだと思います。

○ 上妻座長

全体的な構成からいくと、最初の序章に書いてある情報特性の内容は、旧来の報告原則と言われている内容をまとめたものなのです。ですから、考え方として、「マテリアリティであるとか目的適合性はこんな関係になっていますよ」と言っているだけであって、それを実際に環境報告の中に敷衍したときに一体どうなのかという話は、第2章9のところであるとか、解説書に書かれています。それが、内容が矛盾しているように見えてしまう原因なのかもしれないですけれども、もしそういう混乱を生じるようであれば、情報特性の内容はすべて削除せざるを得なくなっ

てしまいます。そちらのほうが果たしていいのかどうなのか。

「環境報告とは一体何か」という説明はもともと書かない方針だったのです。それは 2012 年版をご覧になっていただくことにしたかったのですけれども、粟野委員の強いご要望で詳しく説明した方がよいということでしたので、説明できることは全部入れた結果が、このようになってしまったということです。ただ、今おっしゃっていただいたような、両方を見る人が混乱を生じることがないように、ちょっと付記をするなり、少し工夫をさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特段ないようであれば、まだ重要な課題が残っていますので。

<意見交換 -事業者の重要な環境課題->

○ 上妻座長

次は、「事業者の重要な環境課題」です。ここは、作成ガイドも今回初めてご覧になっていただくのですが、どちらかというと、解説書案が主体になっています。作成ガイドも今回付記をさせる形で初出になりますので、ご検討をいただきたいと思います。

○ 粟野委員

私もまだ答えが出ているわけではないのですが、昨日実はシンポジウムで、私、パネリストも務めて、「確かにごそっと抜けていてどうしたものかな」と思い始めたことは、統合報告では「自然資本」という用語を使っていますが、こちらの重要課題の中ではあまり明確に切り出しをしていないわけですね。私が今まで見てきた統合報告の中では、自然資本といえば水と気候変動だけというのが大半です。ところが「実は自然資本とはそんな矮小なものではないですよね」という議論が、UNEP FI でも、ようやく始まってきました。先週私もその場にいましたけれども、どのような業態のサブセクターで、どのような産業プロセスであれば、どのようなマテリアルなリスクがあるのかについて分析できるようになってきているのですよ。そうすると、それをみんなが使うべきと言っているわけではないのですが、企業が報告をする際に「自然資本に含まれるものはどれですか」と聞かれるだろうなと思ったのですね。そのアプローチのことをまったく書いていません。来年に先送りでも構わないのですが。

○ 上妻座長

いや、申し送りではないです。

○ 粟野委員

ただ、個別の環境課題に持ち込むことも難しいので。なぜかというと、完全にクロスオーバー してしまうのです。ですので、今はまだ回答がございませんと申し上げたのですが、これを検討 課題としてご考慮いただければ。

○ 上妻座長

環境報告ガイドラインなので、特段、自然資本という概念を入れていないのです。それは、別途ほかの機会に、そういうことについて言及することがあるのかもしれませんけれども、今回は修文もする予定はありません。

〇 粟野委員

修文というよりは、概念の混乱を抑えたほうがいいかなと思っているのですが。

〇 上妻座長

それも含めて、環境報告ガイドラインの役割ではないので。

〇 粟野委員

そうですか。私がなぜそう思ったかというと、統合報告を見ていて、なぜ水と気候変動のこと だけ書いて終わらせるのだろうというのが、ずっと不満に思っていた部分で、それは報告の話な のです。

○ 上妻座長

それは統合報告の方で扱っていただければ。環境報告ガイドラインは、重要な環境課題について特定したものは全て扱っているので、それが自然資本を網羅するという意味ではいいのかもしれないですけれども、特に言及はしないという考え方です。

○ 後藤委員

統合報告の資本の概念にこだわると、袋小路に入り込んでしまうと思うのですよ。恐らくほとんど使っていない。勉強はしているけど、自社の報告に、「六つの資本をどのように扱っているか」、「アウトカムは何か」まで表しているところなんて、恐らくゼロに近い。恐らく、TCFD の指標をいろんなところが議論し出すと、座長がおっしゃるように、どこかで収斂していく部分があると思います。しかも、あの中で、環境に関わる資本は自然資本だけではないですよね。ですから、あまり統合報告の概念にこだわらないほうがいいと思います。

○ 粟野委員

私は、統合報告の概念にこだわっているわけではなく、企業の皆さんが、特に投資家向けには「統合報告で」と言い出しているレポーティングのトレンドを踏まえると、自然資本のコンセプトが使われがちになるのではないかという、若干の恐れもあってのことなのです。環境報告ガイドラインで自然資本について一切言及がないとなると、開示する側が果たしてどのような位置づけで話を出されていくのだろうな、という点が私の中で落ちつかなかったので、やはり考えたほうがいいのではないかと思ったということです。

後藤委員

日本で300 社以上が統合報告をしていると言っているけれども、いわゆる「なんちゃって統合報告」でしょう。IIRC の言っている統合報告の概念とはかけ離れて、統合思考がほとんどなされていません。TCFD は、財務情報開示ですから、本来、統合思考をしないと書けないはずなのですよね。そのメソドロジーが全然決まっていない中で、皆さん、名前だけ「統合報告」にしています。大体、統合報告にして情報を薄くするなどというのは、「ESG 投資をしてくれなくて結構です」と言っているようなもので、もともと IIRC の言っている「コンサイスな報告」というのは、小さなアセットオーナー向けですよ。アセットマネジメントカンパニー向けではない。それから、これから全国銀行協会も TCFD 提言を支持すると言っている以上、融資においてまさに気候変動情報を統合的に評価していくことになるわけで、統合思考が非常に重要になりますが、そこが課題です。ですから、「全国銀行業界ももっと勉強をしてリテラシーを上げないと、情報公開させ

ても分析ができないし、意思決定に生かせない」というような話をしました。日本の統合報告は、 統合思考がほとんどないという現状を見ると、こだわる必要は全然ないと思うのです。

○ 粟野委員

「自然資本」という用語は無視してもよいという意味でおっしゃっていますか。

○ 後藤委員

いやいや。

○ 上妻座長

特段言及する必要がないから、していないだけです。

○ 後藤委員

六つの資本で、自然資本だけが環境に関する資本ではないのですよ。他の資本にも、実は環境 に関係するものが結構含まれています。そうすると、「なぜ自然資本だけ言及するのか」という 話になるでしょう。

〇 上妻座長

環境報告ガイドラインは、1997 年のプロトタイプ以来ずっと続いていまして、その流れもあって「重要な環境課題」の開示項目が決まっていて、それとの整合性もあり、今回は言及しないのですけれど、今後そういうことがあるのかもしれません。ですから、申し送りということではないですが、状況が変わって、自然資本についての言及が必要なら、もしくは、それについてのリンクが必要になるということがあれば、それは当然そのときに書き直されるだろうと思います。

○ 粟野委員

私も、「今ある章立てそのものを変えましょう」と申し上げているのではなく、もともと、この重要な環境課題それぞれも複雑にリンクしているわけですよね。「そのコンセプトをつなげているものである」という程度の位置づけで一言説明があってもいいのではないかと思っています。

○ 水口委員

自然資本をガイドラインの中に新たに位置づけるのはなかなか難しいと思います。既にでき上がった体系ですから。ただ、粟野さんがおっしゃるように、ナチュラル・キャピタル・プロトコルというものもでき、ナチュラル・キャピタルという世界も一つ大きな世界としてあるので、例えば参考資料とか、用語解説などに、「自然資本」という言葉があること、ナチュラル・キャピタル・プロトコルが作成され、そこで行われている議論があること、生物多様性・水・気候などを総称して「ナチュラル・キャピタル」と呼ぶこともあること、などの説明を加えたらどうでしょうか。

○ 菅生課長補佐

環境報告ガイドラインの概念に入れるということは恐らくないのですが、解説の中で、関係性などに触れるということについては、参考にさせていただきます。今すぐ、どこに何を加えるかは未定ですけれども、ご意見については承知いたしましたので、少し考えさせていただければと思います。

○ 粟野委員

少しだけ補足してよろしいですか。なぜ今、私がそれを申し上げたかというと、もう一つは、 実は環境省内でも、そのコンセプトで ESG 関連のことを考えていらっしゃるではないですか。そ の落ちつきどころが、下手をするとなくなってしまいます。例えば、日本の中堅、あるいは地方 の事業者が、自然資本というコンセプトを導入して、地域の自然資本の増強のために頑張りまし たという報告を出そうというときに、ガイドライン側で自然資本というコンセプトに関する言及 がないとなると、はしごを外されるので、あったほうがいいだろうと思います。

○ 上妻座長

腰を折るようで申し訳ないのですが、その必要性が出てくれば、ガイドラインも当然書きかえられるものだと思います。ただ、今はまだそのような考え方自体が固まっていない状況であるから言及する役割はないと申し上げただけで、やらないと言っているわけではないのです。

○ 魚住委員

今お話しされた中で出ているのですが、解説書素案 64 ページ、生物多様性の 1600 行ぐらい、ここで、「ストック」と「フロー」いう概念が出ていますよね。このストックを金額換算すれば、自然資本に近いものであって、それについて用語解説したらいいだけではないかと思うのですが。

○ 粟野委員

それは違います。

〇 水口委員

自然資本は、金額換算という概念よりはだいぶ広がっていると思います。

〇 上妻座長

少し検討させてください。栗野委員がおっしゃるように、用語解説などで言葉としては残るようにしたいと思いますので。またそれについてご意見をいただくことがあるかもしれませんが、 当面、そういうことでおさめさせていただきたいと思います。

〇 藤井委員

瑣末なことで、すみません。今、生物多様性の議論がありましたので。解説書素案 65 ページ の 1617 行の表の中の 3 行目に、経団連自然保護協議会の生物多様性宣言が記載されていますが、2018 年に改訂版を公表いたしましたので、アップデートをお願いします。

〇 上妻座長

どうもありがとうございます。直させていただきます。

もうそちらに移っていますので、ついでにさせていただきたいのですが、「気候変動」、「水資源」、「生物多様性」、「資源循環」、「化学物質」、それから「汚染予防」の解説書案が作られております。「作業中」とは、前回お見せしているけれども足りないところがあるということですか。

○ 事務局

国際的な視点を踏まえた修正などはまだ不足していますので、その点はご容赦ください。

<意見交換 -気候変動->

○ 上妻座長

では、「気候変動」からいきましょう。解説書案38ページ、参考資料のところです。

ここは、本来であれば作成ガイドに載る部分ですけれども、ここの「気候変動」などのところが、ガイドラインの記載項目になっていないのですね。いわゆる参考情報という扱いで、事業者の方に重要性が高いものを選んでいただくもとになるもの、という程度の扱い方なので、作成ガイドには入れていないという関係です。ただ、解説書案とは書いてありますが、本来であれば、作成ガイドで説明される内容になっているとお考えいただければと思います。

○ 魚住委員

解説書素案 47 ページの 1180、ここの表がそうですが、出資比率アプローチと支配力アプローチについて。要するに、子会社の排出した GHG 排出量を 100%取り込むのか、出資割合で取り込むのか、二つの考え方があるということがここには書かれてあるのですが、日本ではほとんど支配力アプローチで行われていると。それはそれでいいのですが、それと関連して、作成ガイド素案の 22 ページに、GHG 排出量原単位、連結売上高、ROA(総資産利益率)などが出ています。ROAの場合、非支配株主持分も含まれているので比較するのはいいのですが、ROE(自己資本利益率)であれば非支配株主持分は排除されているので、GHG 排出量も出資比率アプローチで出したもので計算しないと整合しなくなります。そのあたりも、注記しておくほうがいいのではないかと思います。

○ 上妻座長

お話は非常によくわかるのですが、そこまで書いてしまわないほうがいいのではないかと。おっしゃるとおりですが、極めてテクニカルな話です。ガイドラインの解説書も作成ガイドも、基本的には「こんな考え方があります」くらいの話で、専門的に実務をおやりになる方が基本的な考え方を知るという意味での知見はご提供できるのですけれど、完全な作成マニュアルではないので、それについては少し詳し過ぎるかなという判断で説明していません。実は、GHG プロトコルも、具体的に計算するときにどのような制約があって、どこが整合的ではなくなるか、といった考え方は、専門的に計算ができる人にはわかるのですが、一般的には説明されてもなかなかわかりづらいところです。そのケースでは、GHG プロトコルをよくご研究いただくということで対応させていただけたらと思います。

○ 魚住委員

わかりました。

○ 水口委員

42ページに用語解説がありまして、よいと思うのですけれども、「CDP」は入れなくてもいいのかなと思いました。

○ 上妻座長

そうですね。どこかほかにありませんでしたか。

〇 事務局

場所的に、用語解説ではないという感覚はございますけれども、初出があればどこかで脚注にいたします。

○ 水口委員

わかりました。

○ 後藤委員

解説書の中に、今年公表された「1.5℃特別報告書」については書かなくてよろしいのですか。

○ 事務局

現時点では、「シナリオ分析」の解説書の脚注で言及しています。「2 \mathbb{C} シナリオではなく、1.5 \mathbb{C} に関する報告も出ています」ということは、一応言及しており、おっしゃるとおりですが、「1.5 特別報告書」を解説する場でもないかなとは思います。

〇 上妻座長

少し言及させてください。全くないよりは、そのような動向になっているということについて。

○ 事務局

例えば、用語解説のところでしょうか。

〇 後藤委員

気候変動に関する国内外の動向を説明している箇所があるので、最新の知見として公表された ものがあるという程度で言及してはどうでしょう。事細かにということではないのですが。

○ 事務局

わかりました。ありがとうございます。38ページの「動向」のところに、最新動向として箇条 追記させていただきます。

〇 後藤委員

数行でいいと思います。

○ 上妻座長

時間もありますので、次の「水資源」に行きたいと思います。

<意見交換 -水資源->

○ 粟野委員

教えていただきたいというか、確認です。57ページの用語解説に「水ストレス」の数値が出ています。一応、「参考:国土交通省ウェブサイト」と書かれているのですが、この定義はグローバルに統一されている定義なのですか。

○ 事務局

国連の水ストレスの定義と照らして確認しておきます。

○ 藤原委員

よくわかっていないので教えてほしいのですが、解説書素案 67 ページの生物多様性の章に「コンテクストベース」という用語が載っていますが、水資源についてもコンテクストベースの目標設定に関する議論がありますので、両方の解説書に入れておいていただいたほうがいいのではないかと思います。

○ 事務局

はい、わかりました。コンテクストベースについて、どこのイメージがございますか。

○ 藤原委員

生物資源の文脈ではあまり理解していなくて、水資源の文脈かなと思っていました。生物資源 の方に載っているのだと、少し驚いたので。

○ 事務局

水資源は確かにコンテクストベースです。ただ、解説書素案では、「流域」ですとか、そういった用語で言いかえてしまっているというところがありますので、言葉の問題から、統一性が出るようにしておきます。

○ 粟野委員

私がもともと「コンテクストベース」という用語を入れたらと提案したときの前提は、もともと水資源の分野でそのような考え方があり、生物多様性も、基本的にはサイエンスベースよりはコンテクストベースにならざるを得ないという、二次的な言及のつもりでいました。ですので、水資源の解説書の用語解説で言及して、生物多様性の解説書では「生物多様性もコンテクストベースの考え方があります」として水資源の解説書を参照していただくのがよいかと思います。

○ 事務局

わかりました。ありがとうございます。そうします。

<意見交換 -生物多様性->

○ 上妻座長

時間もありますので、急がせて大変申し訳ないのですけれども、「生物多様性」のほうに移っていただきたいと思います。

〇 藤原委員

これもわからないので教えてください。68ページの1715 行目に、「数値だけで判断しない」という言葉があり、これは定量的判断か定性的判断かという話になっているように思います。これは私の感覚かもしれないのですが、「質」に着目するという話もあります。定量・定性の話なのか、量と質の話なのか、少し違和感があり、生物多様性について悩む箇所なので教えていただければと思います。

○ 粟野委員

はい。確かに少し用語の一貫性がないというのはわかるのですが、もともと、68ページは、重要課題であるかどうかを判断するためのクライテリアのつもりで書いています。報告するときの性質として、通常、定性と定量を使い分けていますので、それに則って書かせていただいています。もちろん、質でも、定量的に測れるものもありますが、それこそ非常にコンテクストベースになってしまうので、恐らく定性と定量が組み合わさらないと、質を正しく見ることはできないだろうと思っています。

「ハイコンサベーションバリュー」という概念がありますが、そこでもなかなかうまく概念が 収斂せず、定量的に測れる炭素ですら「ハイカーボンストック」というアプローチがあり、それ も散々方法論の作成でもめて、RSPOではようやく昨年一本化できたというのが現実です。ただ、 そこまで細かく解説すると、あまり皆さんのお役に立つとも思えません。もう少しそこを整理し ないとわかりづらいということであれば考えたいと思いますが、もともと、重要性判断のクライ テリアと、報告の仕方ということで、分けさせていただいたということです。

〇 藤原委員

よくわかりました。重要性の観点で我々がよく言っているのは、むしろ数字云々というより、 代替ができないことが生物資源の非常に大きな特徴であるという話です。社外的に説明するとき にも、それしかうまく説明する方法がないということがあるのですけれども、そのような要素が あるということについて、何らか説明していただいてもいいかなと思います。

○ 上妻座長

ありがとうございます。

生物多様性のところは非常にたくさんあるのですけれども、時間の関係もありますので。

〇 後藤委員

どこに入れるのがいいのか、ずっと迷っているのですが、日本の製造業が生物多様性に一番影響を与えているのは、原材料の掘削の部分のはずなのですが、優秀な商社さんが買いつけるものですから、日本の製造業にとってはその部分が非常にリモートなのです。バリューチェーンの章で原材料掘削の部分で生物多様性が重要であると書くのか、生物多様性の章で資源の問題として書くのか、または資源循環の章で書くのか。そのような認識がないから、ほとんど書かれていないのですよ。

〇 粟野委員

そういうこともあるだろうと思い、69 ページの原材料の例の第1行目に鉱物資源を持ってきました。今おっしゃっていたのを聞いて、関連する業種として「卸売業」を追記すればいいと思います。「商社」と書いてもいいのですが、業種で示しているので、その場合は「卸売業」となります。

○ 上妻座長

ありがとうございます。

<意見交換 -資源循環->

○ 上妻座長

次の「資源循環」に移らせていただきたいと思います。ここは、どこが作業中なのですか。

○ 事務局

前回までにご指摘いただいておりました、資源の区別ですとか、プラスチックに関する記述は概要の部分に大分書き足しております。それから、「生物多様性」のように、取組方針などを考える際に参考になる国際枠組みなどを挙げておりまして、なるべく国内だけの話にならないようにという意識を続けておりますけれども、具体的には「報告・指標」から後ろの部分はまだ対応が不十分です。例えば86ページあたりはまだ作業中としておりますので、そこのところは積み

残してございますけれども、引き続き、このトーンで進めるということです。それから、ご意見をいただいておりました「専ら」の扱いなどについても、87ページの注記あたりで対応しておりますので、ご確認ください。

〇 後藤委員

日本の資源循環型社会は、基本的に、廃棄物を減らすというアウトプットのコントロールを中心としていますが、サーキュラーエコノミーはそうではなく、むしろインプットの資源効率や投入資源をどう減らしていくかという話が中心です。本当はプラスチック問題も、その考え方から来ているはずなので、少し書かれていますが、もう少しその辺のことを書いていただければと思います。

○ 事務局

その件は、コメントを受けて、77ページの最初の箇条に足させていただいています。1865 行目の最初の箇条です。

〇 後藤委員

書かれていることはわかったのですが、もう少し、アウトプットのコントロールではなくて、インプットのコントロールに関する表現があるほうがわかりやすくていいのかなと。基本的に、日本の資源循環は全部アウトプットのコントロールに近いところからリサイクル法もつくってきていますが、今の世界の動きのコンセプトは大分違うということをもう少し浮き立たせられないのかなというコメントです。

○ 上妻座長

少し検討させてください。ほかにいかがでしょうか。

○ 藤原委員

78ページの「事業にどう関係するのか」についてです。特に我々のような業界の場合は、容器包装リサイクル法の影響が大きく、法律上で、企業とお客様、社会と行政の役割が決まっています。ですので、例えば自分たちで使用量を減らすことは当然として、仕組みをきちんと回すことについても責任を持って関わっていくという観点が非常に大きいという点が、ほかの環境課題とは違うところがあります。そのような、社会全体で仕組みを回すことについても企業に責任があるといった要素が言及されていないので、特にリサイクル法に関連する内容は入れてもいいのかなと思いました。

○ 上妻座長

ありがとうございます。検討をさせて、修文させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特段ないようであれば、また戻っていただいても大丈夫ですので、 次の「化学物質」も同時に見ていただきたいというふうに思います。

<意見交換 -化学物質、汚染予防->

○ 上妻座長

89ページ以降です。次の「汚染予防」のところも含めて、ご検討をいただければと思います。

これは、実例もお持ち帰りになっていただいて、気がつかれたところについてご意見をいただくので、そこも含めて。詳細な解説書の部分につきましては、後ほどご意見等、お気づきになったことがあれば、そのときにいただいても結構です。

はい、お願いします。

○ 水口委員

どこに入れたらいいのかよくわからないのですが、最近一生懸命情報を追いかけているのが、 畜産でして、抗生物質の利用については、どこかで言及されますか。今、非常に大きなリスクに なっていて、抗生物質の過剰利用による耐性菌の問題なのですが、一番使われているのが畜産と 養殖です。養殖というと、ASC 認証で言及できるかもしれません。重要な問題ではあると思いま す。恐らく、小売業などでは、これからいろいろ指摘される問題だと思います。

○ 上妻座長

90ページに少し言及してあるのですが。2273行から2276行までのところです。

〇 粟野委員

おっしゃるとおり、実は午前中にエンゲージメントを活発にされている金融機関とお話ししたのですが、物の見事にそのお話が出ていました。ESGの課題の一つとして、一部のフォアランナーの方々が意識しているのは事実です。関連する情報開示がないから困るという状態に、恐らくもうすぐなると思われるので、言及があったほうがよさそうだということが1点目です。

2点目は、それは環境問題ではないのではないかという指摘がありますが、例えば鮭の養殖においては、抗生物質の投与による海洋汚染という問題も存在はしております。一般的には食の安全という観点で語られるところはありますけれども、業態によっては、確かに汚染になりますので、環境報告の対象として言及されてもよろしいのではないかと思います。

○ 上妻座長

場所としては、「化学物質」のどこかに、何か見出しをつけて、含めさせてください。もちろん、ほかのところにみんな絡んではいるのですけれども。

○ 事務局

言及する場所がやはり悩ましくて、事業者の報告の実態を踏まえて、どの項目で報告される可能性が高いかという観点が必要だと思います。感覚的に言うと、「生物多様性」でしょうか。

○ 水口委員

事業者の方が解説書をどのように読むだろうかと考えたときに、恐らくケミカル業界の方は「化学物質」の章を読むでしょうが、小売業や食品産業の方は「化学物質」の章を読まないのではないかと。恐らく、抗生物質の問題が一番関係するのは、食品と小売、それから外食なのです。その方たちが一番読みそうな章は、「生物多様性」です。水産資源とくっつけて見るかなと思うのです。あるいは、一つ項目を立ててもいいかもしれない。

○ 上妻座長

項目を一つ立てるということになると、莫大な作業になってしまいますので、少し検討をさせてください。適切な場所を考えて、単純な記述ではなく、事実関係がわかるように見出しをつけ

て対応させていただきたいと思いますので。貴重なご意見をありがとうございました。

○ 後藤委員

解説書に、プラスチック問題の頭出しは出ているのですが、もう少し解説を入れられないでしょうか。現在、石油のおよそ8~10%がプラスチックになっているらしいですね。4億トンぐらいです。そのうち 45%がパッケージングです。それが最終的にどこへ行っているかよくわからない。ペットボトルも9割近くが回収されているけれども、1割が回収されていなくて、それが25 億本あります。ですから、荒川河口堰の写真で見るとプラスチックごみの中でペットボトルが一番多いです。最近話題になっているレジ袋は、量的には10番目ですよ。そういったプラスチック問題について、ストローを紙に替えるといった本質ではない話ばかり出ているので、もう少し解説できないのかなと。

○ 菅生課長補佐

解説書の中に記載するのか、あるいは環境省の何らかウェブサイトにリンクするのか、そこは また検討させてください。

〇 後藤委員

「環境省のプラスチック問題の本質はこちらを見てください」でもいいと思うのです。

○ 上妻座長

わかりました。ちょっと検討をさせてください。

○ 上妻座長

魚住委員、お願いします。

○ 魚住委員

抗生物質の話が出たので。遺伝子組み換えについてもどこかで書かれていましたよね。単語は 出てきていたように思うのですが、食物でも、魚とか、鮭とか、遺伝子組み換えのものが出始め ている。生物多様性にも影響する可能性がある。あと、関連するものとしては、ネオニコチノイ ド系農薬。それも化学物質のほうで出ていたかもしれませんが、少し触れていただけたら。予防 原則のことも書かれてあったので。

〇 上妻座長

はい。ありがとうございます。対応させていただきたいと思います。

まだたくさんあると思うのですが、残っているところが若干ありますので、第1章のところ、 序章も含めてですかね。それから、第2章の1.のところまで、「環境報告の基礎情報」のとこ ろまでで、お気づきになったようなことがおありになれば、ご指摘をいただきたいと思います。

○ 粟野委員

先ほどの抗生物質の件ですが、環境報告ガイドラインとして扱うというスタンスでは、やはり「汚染予防」が一番フィットするのではないかと思いました。なぜかというと、例えば 97 ページの 2456 のチェックのところ、「例えば化学肥料生産とか農作物の栽培」とになっていて、肥料の問題も語られている、あるいは窒素化合物の問題も語られているので、そうした文脈でお読みいただくのが一番よいのではなか。そこの部分をリテーラーの方々が読むのか、という問題はあ

るのですけれども。

〇 上妻座長

少しそれも含めて検討をさせてください。もう少しはっきりわかるように書きたいと思います ので、どこがよいのかを検討させていただきたいと思います。

今後のことですけれども、今日いただいた修正箇所についてのコメントも含めて、修正させていただいて、済んだものについては、皆さんのところに一度回覧させていただくと思います。それ以外のところについて、今後どういう処置をするのかというのは、今回が検討会としては最後ですので、事務局と私にお任せいただいて、修正したものについては回覧しますので、そのようにさせていただきたいと思います。もちろん、これは時間がたくさんあって、それぞれについてゆっくり考えてくださいというと、いろんなものが出てくると思うのですが、検討会の性格上、とてもそこまではできませんので、皆さんにお持ち帰りいただくということを前提にして、本日の議論はここら辺までにさせていただきたいと思います。

III. 閉会

○ 事務局

ありがとうございました。今後も適宜、委員の皆様にご意見を伺ったり、ご協力を賜ることが あるかと存じます。お手数をおかけいたしますが、引き続きよろしくお願いいたします。

では、最後に、菅生課長補佐より一言お願いいたします。

○ 菅生課長補佐

本日はありがとうございました。

今後ですけれども、作成ガイドと解説書で、参考情報に該当する部分はまだ検討中の事項もかなりございますので、前段の総括的な部分だけでもなるべく早く公表できるようにできればとい考えております。まだまだいろいろご意見を、本日もいただいて、事例についてもまだご意見をいただくことになるかと思いますので、そちらも引き続きご協力をいただければと思います。

本当にありがとうございました。また引き続きよろしくお願いいたします。

○ 上妻座長

お疲れさまでした。

○ 事務局

最後に、事務連絡です。本日の議事録につきましては、案ができ次第、回付させていただきま すので、ご確認のほどをお願い申し上げます。

本日最後になりますけれども、そのほか皆様からご質問等はございますでしょうか。

○ オブザーバー (一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部)

ガイドライン本体のときはパブリックコメントのような形で意見募集をされたと思いますけれども、今回はそういったご予定はありますか。

○ 菅生課長補佐

こちらはガイドラインではないので、直接的にパブリックコメントという形で募集をすることは、今のところ考えておりません。ただ、上妻座長ともお話しさせていただいたところ、これだけ見てもなかなか事業者の方が対応することは難しいので、説明会のような形で、質疑をインタラクティブにできるようなものを開催できればと考えています。

あとは、こちら自体が確定的なものではなく、差し替えをするという性質のものですので、い ろいろいただいたご意見を基に、どんどん変更を加えられればと考えている状態です。

○ 事務局

よろしいでしょうか。それでは、こちらをもちまして、本日の検討会を終了いたします。ありがとうございました。

以上